

2016
11
November



CLIENT

H28.11.05 No.302



Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・年末調整に関するご質問

P1

税務トピックス

- ・年末調整に関する改正について

P2

明日へのヒント

- ・患者別対応のポイント④
~ビジネスマン編~

P5・6

歯科医院データ情報

- ・平成27年データ集計【個人歯科】
◆◆ 診療収入 ◆◆

P3・4

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・最低賃金の変更について

P7



医院では年末調整に関する資料を集める時期となります。この時期、各医院から年末調整に関して、ご質問の多い事項をご紹介します。従業員の皆様から問い合わせがありましたら、ご活用ください。

Question 1

結婚して「姓」が変わったとき、転居して「住所」が変わったとき、〇扶を再提出する必要はありますか？

Answer 1

再提出の必要があります。ただし、**個人番号（マイナンバー）**は記載しないでください。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	生年月日	年 月 日	配偶者の氏名	扶養控除等に関する事項
税務署長	給与の支払者の法人（個人番号）	あなたの個人番号				扶養控除等に関する事項
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所				扶養控除等に関する事項

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

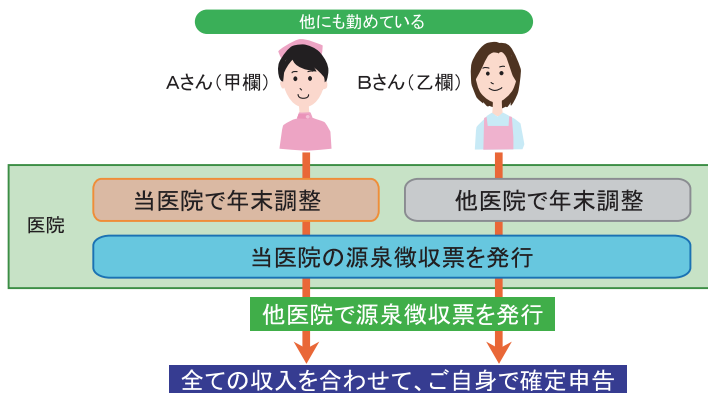
再提出の場合、**マイナンバー**は書かないでください！

Question 2

2か所で勤務している従業員がいます。この場合、年末調整はどうなりますか？

Answer 2

源泉徴収票の区別が「甲欄」か「乙欄」(※)かで、対応が異なります。詳細は、下図をご覧ください。なお、2か所以上で勤務している従業員の方は、ご自身で確定申告を行う必要があります。



※「甲欄」、「乙欄」とは、一般的には、最も勤務時間が長く、かつ、給与の金額も大きい職場が「甲欄」で、そうではない職場が「乙欄」となります。

Question 3

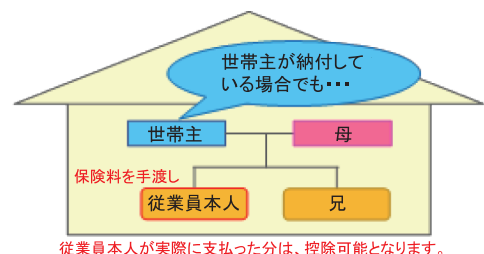
従業員が国民健康保険に加入していますが、保険料を父親が支払っています。この場合、従業員の計算では社会保険料は控除できないのでしょうか？

Answer 3

社会保険料控除は、**実際に支払った方で控除します**ので、今回のケースですと**従業員の方は控除できません**。

国民健康保険の納付書は世帯主宛てに届きますが、右図のケースのように、実際は従業員が自身の保険料を支払っている場合（世帯主に保険料を手渡している等）は、納付書の宛名が世帯主でも支払った分は社会保険料の控除が可能です。

ご不明点がありましたら、担当までお問い合わせください。



平成27年度税制改正により、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）を適用するには、一定の書類の提出または提示が必要となりました。扶養しているお子様が海外にいる従業員がいる場合には、ご注意ください。

■ 対象となるケースと必要書類

書類の提出等が必要となるのは、お子様が海外に1年以上留学している方や、雇用している外国人が扶養家族を本国に残している場合などです。

一定の書類とは、①親族関係書類 ②送金関係書類で、外国語で作成された書類の場合、翻訳文を添付等することとされています。



◇対象となる書類の主な例

	該当する書類
① 親族関係書類	(a) 戸籍の附票の写し、旅券（パスポート）の写し (b) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、国外に居住している親族の氏名や生年月日及び住所（居所）の記載があるもの
② 送金関係書類	(a) 外国送金依頼書の控え（その年のものであること） (b) クレジットカードの利用明細 （送金者及び受領者の氏名、送金日、送金額の記載があるもの） ※扶養控除等の適用を受けようとする国外居住親族が複数いる場合、その親族ごとに送金関係書類を用意する必要があります！

◇書類を提出または提示するタイミング

今回の年末調整から該当するスタッフには①②の書類を提出してもらう必要があります。11月21日（月）までにお送りいただくようお願いしている、他の年末調整書類と一緒に、スタッフから集めてお送りください。来年以降も、毎年提出の義務があります。

◇院長先生の確定申告では

院長先生の確定申告でも①②の書類が、添付要件の必要書類となります。ご両親、お子様等の扶養親族が海外にいる場合は、今から準備をお願いいたします。該当するか不明な場合は、お早めに担当者までお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部

厚生労働省が2年に1回発表している「医療経済実態調査」では、歯科の売上等に関する全国平均が掲載されています。弊法人が顧問をしております歯科医院の平均と合わせてご報告いたします。昨年の売上、今年11月までの売上など、ご自身の医院の数字と比較してみたいはいかがでしょうか。

■ 診療収入

◇全国との比較

全国平均 (万円)

	保険収入		自費収入		診療収入	
	年間	1か月	年間	1か月	年間	1か月
平成25	3,508	292	503	42	4,011	334
平成26	3,510	293	510	43	4,020	335

弊法人顧問先 全体の平均 (万円)

	保険収入		自費収入		診療収入	
	年間	1か月	年間	1か月	年間	1か月
平成25	3,151	263	911	76	4,062	339
平成26	3,255	271	916	76	4,171	348
平成27	3,209	267	880	73	4,089	341

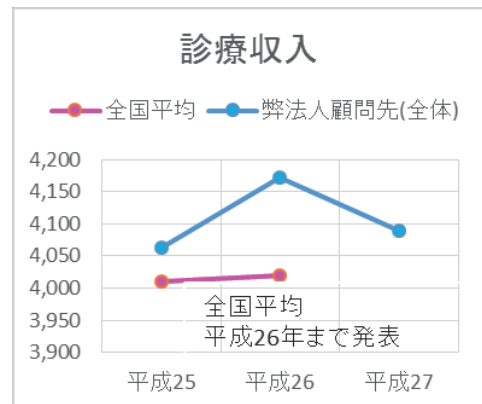
全国平均の平成26年では、保険収入3,510万円、自費収入510万円、合計の診療収入が4,020万円となっております。弊法人が顧問をしている医院の平均では、保険収入3,255万円、自費収入916円、合計の診療収入4,171万円でした。診療収入は若干、全国平均を上回る結果となっております。

一般的には、地方の医院は保険診療が中心のため首都圏の医院よりも保険収入が高く、自費収入が低い傾向にあります。

平成19年の調査では、年収が高いほど「自費治療でも良い」と答える人が多く、また、自費治療を受けた理由としては、「見た目の良い治療を受けたかった」「長持ちする治療を受けたかった」でした。(株式会社ジーシー 第3回歯科国民意識調査より)

また、都道府県別の賃金の水準は東京都が全国第1位で、埼玉県、千葉県、神奈川県も全国平均を上回っています。(厚生労働省 平成27年賃金構造基本統計調査より)

首都圏では年収の関係から歯科治療にお金をかけても良いと考える患者さんが多いこと、診療スペースが限られるため保険診療だけでは経営が難しいこと等が、自費診療割合が高い理由に挙げられます。



◇診療収入上位20%の分析

弊法人顧問先 上位20%の平均 (万円)

	保険収入		自費収入		診療収入	
	年間	1か月	年間	1か月	年間	1か月
平成25	5,385	448	1,740	145	7,126	593
平成26	5,720	476	1,718	143	7,438	619
平成27	5,385	448	1,740	145	7,126	593

弊法人が顧問をしている医院のうち診療収入上位20%の医院を抜き出して集計してみると、自費収入が大きく変動することなく3年間推移していることが分かります。自費診療は保険診療とは異なり、消費税の改正等の「景気」という外的要因に影響されやすいといわれますが、売上を伸ばしている医院では受ける影響を最小限にする工夫がなされているといえるのではないのでしょうか。

■ 自費診療割合

売上を伸ばしている医院や医療法人成りを検討するような医院は、自費診療割合が高いと思っている先生が多いのではないのでしょうか。売上を伸ばすために自費診療をどう頑張っていくか、という点にばかり注目している先生が多いように感じます。

今回、診療収入に占める自費診療の割合についても平均値を算出しました。

自費診療割合の全国平均は、12～13%です。弊法人が顧問をしている医院は主に首都圏に立地しており、全国平均と比較すると、約1.7倍の約22%（全体平均）でした。この数字から分かるように歯科医院を首都圏で経営するためには、自費診療は必須だといえるでしょう。自費診療は、全ての医院で継続的に取り組む必要があるといえます。自費診療の全体の推移としては、平成25年から27年の3年間に大きな変動はありませんでした。

ちなみに、自費診療割合が最も高い先生は60%超でした。（保険診療を行っていない医院を除く）

全国平均 (%)		弊法人顧問先 平均 (%)		弊法人顧問先 上位20% (%)	
	自費診療割合		自費診療割合		自費診療割合
平成25	12.5	平成25	22.4	平成25	24.4
平成26	12.7	平成26	22.0	平成26	23.1
		平成27	21.5	平成27	24.1

診療収入上位20%の医院で、自費診療割合も上位20%に入る医院は全体の4%だけでした。つまり、「売上が大きい」＝「自費診療割合が高い」という訳ではないという結果になりました。

◆自費診療割合が10%未満の医院

ほかの医院との差別化を図るためにも、どのように、何を取り入れるか、その仕組み作りを検討する必要があるのではないかと思います。

競争が激しいインプラントに取り組むメリットは？ 安価なポリリン酸等のホワイトニングの要望は？ 小児の咬合誘導を検討する余地はあるか？ 等、患者さんの要望や院長の診療方針を整理してみたいはいかがでしょうか。

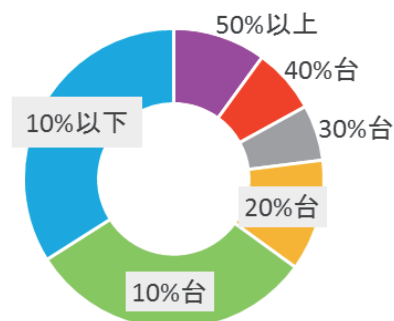
◆自費診療割合が20%を超えている医院

25%、30%と、その割合を大きくすることが医院にとって最も重要な課題なのか、見直してみるのも良いのではないのでしょうか。

保険・自費と区別することなく、医院を伸ばすための課題が何なのかを見直してみると、待ち時間が長い、キャンセル率が高いなどの問題点が見つかるかもしれません。

平成27年 各医院の自費診療割合

自費診療割合	全体に占める割合
50%以上	9.8%
40%台	6.9%
30%台	5.9%
20%台	11.8%
10%台	30.4%
10%以下	33.3%



こちらの記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 渡辺 多恵子



前月号では、小児患者の対応ポイントをお伝えしました。お子さんを連れてくる親御さんの立場にたって、院内の施設やサービスを今一度確認してください。

今月号では、ビジネスマンへの対応ポイントについてお伝えします。最近、身だしなみに気を遣うビジネスマンも増え、男性用化粧品の売上も増加傾向のようです。そのような身だしなみの観点からも、定期的な歯周病予防や歯垢除去の提案もよいでしょう。

■ ビジネスマンへの対応ポイント

(1) ビジネスマンの特性

ビジネスマンや日中働いている方は、男女問わず、通院しやすい環境の歯科医院を選択しています。現在は、「年中無休」「夜間診療が可能」という医院も増えてきました。ビジネスマンにとっては選択の幅が増え、通院しやすい環境となってきているといえるでしょう。

忙しいビジネスマンは痛みが強いときは、時間をつくって来院するものの、少し良くなると仕事を優先させてしまう傾向もあるようです。どのようにして定期的な来院につなげるか、様々な工夫をしてみましょう。

ビジネス街の歯科医院は、お昼休みの時間帯に診療時間を長くとり、土日はお休みという場合が多くあります。一方、立地が駅前や住宅街の場合、急な痛みを抱えて平日の夜に診療を受けたビジネスマンが、その後のメンテナンスとして土日に通うパターンが考えられます。立地に応じた戦略が求められます。

◇ ビジネスマンの特性

- 会社の近くで診療を受けたい人は、昼休みを利用する
- 自宅近くで診療を受けたい人は、平日の夜や、土日を利用する
- 電話での予約以外に、ネット予約もあると嬉しい
- スマートフォン向けホームページがあると活用する
- 忙しいので早く、短時間で治したい
- 身だしなみに気を遣う(口臭、目立たない矯正等)



(2) 時間を意識したプラン

30代・40代の働き盛りのビジネスマンにとっては、時間が何よりも貴重だという方も多いでしょう。そのような方の要望に応えるために、無駄な時間をかけずに、短時間で診療を終わらせるプランを用意するのもよいでしょう。

「〇〇〇の場合、2回で診療を完了できる」といった目安を示すことが、差別化にもつながります。

さらに、前の患者が遅刻したため診療が長引き、時間通りにきた自分までも時間が遅れてしまうというのは、良い対応とは言えません。ビジネスマンには特に、時間を意識してご案内や診療を行いたいものです。



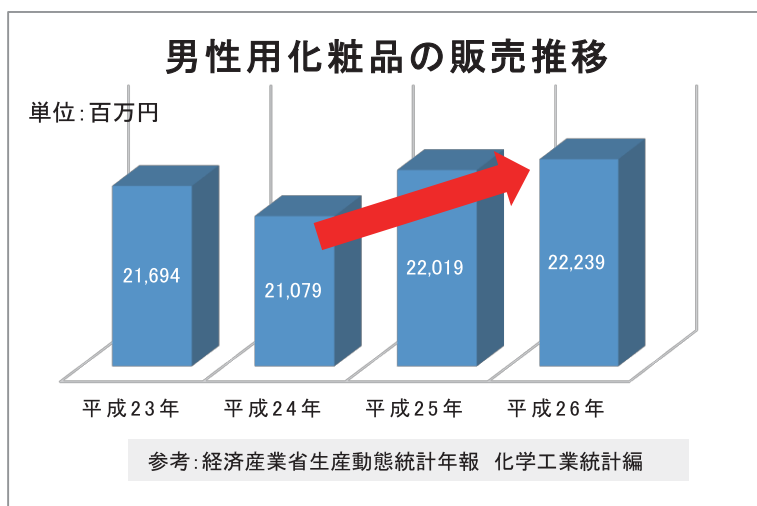
(3) 身だしなみとしての清潔な口元

第一印象をより良いものにするために、歯並びや口元の印象は大事です。ビジネスマンはお客様と会話する機会も多いですから、清潔感のある健康な口元を保ちたいと思われれます。

経済産業省の「生産動態統計年報 化学工業統計編」によると、男性用化粧品の販売推移は、増加傾向にあります。スキンケア用品や化粧品を使う男性が増えてきているようです。身だしなみに役立つ、歯垢の除去、口臭ケア、審美歯科についても、興味のある方にはご案内をするとよいでしょう。

最近、セルフホワイトニングというお店が増えています。10分で1,000円等の短時間に安い金額でホワイトニングができ、お昼休みなどに手軽に利用する使い方を提案をしています。

また、40代男性で歯並びを気にする人も多いそうです。目立たない矯正の装置があれば、ご案内してはいかがでしょうか？



(4) 男性ビジネスマン等へのサービス

男性ビジネスマンへのサービスとしては、以下のようなものが考えられます。

◇男性ビジネスマンへのサービス

- 玄関に長めの靴べら、靴用消臭スプレーを用意する
- 診療ユニットにハンガーを用意する
- 自動血圧測定器の設置
- 待ち合い室に読み物(新聞、スポーツ紙、週刊誌など)

(5) ビジネスマン等へ医院のアピール

朝・夕など、医院の前を通る通行人に向けて存在をアピールすることは、潜在患者の発掘につながります。通勤・通学の人たちは、会社へ行くなどの目的を持って通行しているため、しっかり視野に入る場所へ看板を設置するなど、配慮が必要となります。

例えば、駅のホームで見かける大きな看板は、朝の通勤ラッシュでホームに並んでいる人に見てもらうことを意識して、夜の診療時間をアピールするなど考える必要があります。

さらに、ホームページ等で、営業時間やアクセス、診療方針や特徴をしっかりと伝えましょう。他の医院にはない特別なメニューがあれば、積極的に情報発信をして多くの方に知っていただけるようにしたいものです。

この記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

日本クレアス社会保険労務士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

最低賃金が変更になったという話を聞きました。スタッフの給与に関係すると思いますが、医院では何を確認すれば良いのでしょうか。

Answer

各都道府県の最低賃金が平成28年10月1日から変更となっております。

■ 最低賃金とは

働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。事業主は最低賃金以上の給与を支払う義務があります。毎年10月初めに改定され、金額は都道府県ごとに異なります。

歯科医院のある都道府県の最低賃金を採用する必要があります。

都道府県	最低賃金	
	10月1日から	9月まで
東京都	932円	907円
埼玉県	845円	820円
千葉県	842円	817円
神奈川県	930円	905円
茨城県	771円	747円
静岡県	807円	783円



(参考：厚生労働省HPより)

最低賃金未満の賃金を支払っていた場合、差額を支払わなければなりません。また、スタッフ本人と合意の上で最低賃金未満の雇用契約を交わしていた場合、無効とされます。

■ スタッフの給与は最低賃金以上でしょうか？

- ① 時給の場合
 $\text{スタッフの時給} \geq \text{最低賃金}$
- ② 日給の場合
 $\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金}$
- ③ 月給の場合
 $\text{月給} (\ast) \div \text{1か月の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金}$
 ※ 各諸手当は含みますが、皆勤手当は除きます。

最低賃金の基準
 (東京都の場合で計算)

- ① 時給932円以上
- ② 1日8時間の場合、日給7,456円以上
- ③ 月160時間の場合、月給149,120円以上

歯科衛生士は給与が上昇傾向にあるので問題ないと思います。受付助手やパートの場合に最低賃金以下の給与になっていませんか。退職したスタッフから未払い賃金等を求められるケースが増加傾向にあります。しばらく時給の変動がないスタッフについては念のため確認することをお勧めいたします。

詳しくはお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 渡辺 多恵子



日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼
 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
 TEL: 03-3224-2870 FAX: 03-3224-2877

CLIENT2016年302号

- 発行日：2016年11月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：http://www.ca-medical.jp
- お問い合わせ先：☎03-3224-2873

<国内> 東京/大阪/横浜/千葉
 日本クレアス税理士法人
 日本クレアス社会保険労務士法人
 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
 株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A